

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和元年11月27日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

2点あって、1点目は今日の定例会合の件なのですが、発災地である女川原発に対しての審査というのは、地震動であったりとか、津波の高さであったり、あとはコンクリートの剛性についても審査をされたと思うのですが、委員長、改めて、神経を使って見た部分について教えてください。

○更田委員長 今日、女川2号機の設置変更許可の審査について審査書案を了承して、これから原子力委員会、経済産業大臣への意見聴取、それから、パブリックコメントに係るわけですが、お尋ねの女川2号機の審査にあって、まず初めから、当初からポイントであろうとされていて気を使った部分という点で言えば、お尋ねの中にもあったように鉄筋コンクリートの剛性、それから、褶曲耐力、どこまでもつかということですが、この点はポイントであろうということで、ここは丁寧な審査を求めたし、それから、立証についても試験等を行ってデータをそろえて、初期剛性には影響が出るけれども、褶曲耐力には影響が出ていないということで今回の判断に至っています。

それから、審査に入ってから、なるほどなではないけれども、ポイントの一つかなと思って見ていたのが、防潮堤の支持基盤の部分を強化する関係で、地下水がそこから流れて出ていかないということで、地下水位が上昇すると。その上昇した際の制御の方法として、よくサブドレンと、東京電力福島第一原子力発電所でもよく話題になるものですが、井戸ですね。井戸から水を汲み上げるという。この装置の重要度が増したというか、安全上の重要な施設として見る必要が生じた。その審査を注目していたのですが、汲み上げ量や、もちろん安全上重要な施設として見るという点に関しては、そういった東北電力の判断もあって、そういう形がとられているわけですが、万一機能が喪失した場合ないしは性能が低下した場合の対処においても、汲み上げ量がそもそもそれほど大きな量ではないのと、水位変化との比較からすると、安全上重要な施設としての十分な役割を果たせるかなというところです。審査のポイントをかいつま

んで申し上げますと、ひびが入った鉄筋コンクリートの話と、それから、サブドレンがポイントであったと思っています。

○記者 あと、今日、委員長、最後のトピックスのところでもせっかくおっしゃっていたのですけれども、もうちょっと盛り上がるかなと思って聞いていたのですが、福島第一原発の6号機のRHR1系統のバルブですか、バキッと壊れてしまったみたいな話が合って、余り聞いたことがない話であり、安全上重要な機器であることは間違いなことと、それから、その報告が1週間遅れたことについて、委員長、改めて所管をお願いいたします。

○更田委員長 影響度という観点からすれば、A系、B系あって、その一方であること、それから、炉心からは燃料が既に取り出されていて、もうずっと動いていないのですから、十分冷却が進んだ燃料が使用済燃料プールにあるという状態なので、RHRの1系統が機能を失ったからといって、安全上極めて重要だという話ではないのは事実なのだけでも、そうは言っても、RHRは発電所の人たちにとっては日常、しょっちゅう使っているものであって、もともと意義づけ、位置づけが重要な設備だということは十分知られているはずで、状態を考えれば、不適合管理でというのは、安全上の観点から考えればそうかもしれないけれども、例えば、まだROPが始まったわけではないけれども、何で検査官が聞いたのが昨日の朝なのだと。1週間たってからですから。むしろ問題にしているのは、ハンドルも折れることはあるだろうと言うとちょっと不謹慎かもしれないけれども、起きたことよりも、何で1週間もかかって、結局、法令報告という判断をして知らせてくるという形になったのか。そこをちょっと首をひねっているの、経緯についてしっかり聞きたいと思っています。

○司会 フクチさん。

○記者 朝日新聞のフクチです。

女川2号機の審査書案の取りまとめの件で伺うのですけれども、今日、山中委員が定例会の中でも発言あったように、東北地方にありまして津波設計については最新の知恵を払ったというところもおっしゃっていました。女川が立地しているところは地震・津波のリスクが当然あって、審査でもそこは見られてきたのですけれども、委員長として、地震・津波への対策についてはどのように見ていらっしゃいますか。

○更田委員長 津波については、特に丁寧に見たと思っています。通常考えるよりも、最後に津波の防潮壁で問題になったのは、支えている部分が弱くなって、下半分と言っていますが、下の部分が落ちて上との間にすき間ができないかと、そういう議論ですので、いろいろな意味で、さまざまな想定を考えた上で防潮堤がしっかりした津波対策になっていることを確認したという意味では、きちんと見た、これまでもきちんと見てきたし、今回の女川でも特にそこはきちんと見たと思っています。

○記者 地震に関してで言いますといかがですか。

- 更田委員長 地震に関して言うと、東日本大震災の際に大きな入力を受けているので、東北電力は当初、それで考えることができる、経験しただけにその入力を考えておけばということであつたけれども、さらに地域の特性等も十分に調査して、さらに積み増しと言う言葉はふさわしくないかもしれないけれども、さらに安全上の配慮をして保守側の設定をして基準地震動を決めているので、この点も十分に見たと思っています。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキと申します。

今の質問にちょっと関連するところがあるのですけれども、やはり場所がどうしても何度も繰り返されるような、地震ですとか津波が繰り返し今までも起きているような場所に近いというところで、そのようなところに建っている原発として、そこに今回、適合という判断をされたというところについては、どのようなお考えがありますでしょうか。

○更田委員長 原子力発電所をはじめとする原子力施設については、設置されている地域や自然条件を詳しく調べて、きっちり見た上で判断をする必要があるのは言うまでもないことで、特に女川についておっしゃったように、地震を経験しているし、津波に関しても厳しい条件のところ立地をしていると。ですから、それを踏まえて、自然ハザードについて、地震・津波だけに限らず、竜巻であるとか、火山影響についても精査した上で、これらに耐え得る設計となっているかを確認したということです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 どうぞ、シライシさん。

○記者 アワープラネットTVのシライシと申します。

昨日、議題が追加されました5番目の行政文書の管理状況について御報告がありました。2015年に文書管理簿の整理を始めてから4年たつのですけれども、今日の報告によって1万8000を超える文書が所在が確認できないということも報告されたと思うのですけれども、会議の中では、委員長は10万件もの文書を1,000人の規制庁が引き継いだので大変だろうということをコメントされていましたが、今日の報告、特に1万8000件の文書が確認できていないことについて、改めて受けとめをお願いします。

○更田委員長 まず、行政機関ですので、文書管理は、透明性であるとか、それから、組織に対する信頼性を考える上でも重要であることは言うまでもないことだと思います。一方で、原子力規制委員会、原子力規制庁、発足時からそうですし、また、発足時には想定をしていなかったことですのでけれども、JNESという、原子力安全基盤機構という独立行政法人を取り込む形になった。そういったこともあって、調査の対象となった文書が非常に多くなった。1,000人で10万件というと、1人100件と考えられるかもしれないけ

れども、1,000人の職員は審査をやり、検査をやり、日常業務に当たりつつという状態ですので、特に文書管理の調査に当たる人間はどうしても限られるし、その作業量は膨大であつたらうと思います。

さらに考えなければいけないのは、もともと独立行政法人だった組織を吸収する形になりましたので、文書管理のやり方やレベル感にももともとの役所との間の違いはあつたらうし、旧組織の責任を引き継いでいるわけだけでも、特に負担になつたであろうものは、やはり旧組織から引き継いだ文書であつたのだらうと思います。所在不明の文書の量に関して、これを多いと捉えるか、少ないと捉えるか、これは何とも、一概には申し上げられないし、やはり精査をして所在不明なものを見つけていく、特に二重登録になっているようなものを見つけるというのは、対象が多だけに非常に難しいだらうと思いますけれども、1万8000件、約9,000件と約9,000件ですけれども、いたし方ないと言うつもりはないですけれども、努力をした上での結果、現在そうなつているというのが率直な受けとめですね。

○記者 今の関連で、委員長は、そうしますと、旧組織の行政文書が不在という報告は受けていて、今の組織になつてからの文書に関しては、何か御報告は受けていらつしゃいますか。それ自体には問題ないという御判断か。

○更田委員長 件数は、今日の資料にもあつたと思いますけれども、どうしてもゼロにできると考えるのはなかなか難しいだらうとは思っています。

○司会 それでは、タナカさん。

○記者 雑誌『科学』のタナカです。

今の関連で2つお聞きしたいのですけれども、行政文書の管理の状況についての続きです。後者の質問と前者の質問、1個ずつお聞きしたいのですけれども、まず後者で、今の組織になつてからの文書の行方についてなのですけれども、今日の資料の参考2によると、規制委員会発足後に作成した2万7400件プラスその時点で不明だつた200件、2万7600件が、その後、今日の資料では1万4800件がe-Govのファイルに、公表予定を含む形でなので、今はまだ載っていないのもあると思うのですけれども、ということで、この差はかなり大きくて、半分強はということなのですけれども、かなり差があるわけなのですけれども、こういう状況はほかの行政組織ではないことではないかなと思うのですけれども、どう思われますか。これは今の文書ですけれども。

○更田委員長 ほかの行政組織のことを知らないのですが、比較で述べられないけれども、一生懸命やっている上でそういう状態だということで、他の業務とのプライオリティの問題もあるけれども、率直に言って、今、事務局が鋭意やろうとしているという報告があつたので、しっかりやってくださいというのが率直な受けとめです。それ以上のものでも、それ以下のものでもありません。

○記者 もう4年たっているわけなのですけれども。

- 更田委員長 4年間の間、原子力規制委員会、原子力規制庁の業務はどのようなものであったかは皆さんも御存じだと思います。
- 記者 もう一つの方なのですけれども、引き継いだものは、引き継ぐもとの組織の性格によって文書の扱いがいろいろだからということで、その例としてJNESが上げられたのですけれども、この行方不明の文書のほとんどはJNESのものだと聞いているのですか。
- 更田委員長 いや、そうは聞いていません。それも原因の一因ではないかなと思っただけで、別に量的なことを申し上げていません。
- 記者 いや、でも、今、一緒に働いておられる組織の中でいらっしゃるのに、今のだと、あたかもJNESの皆さんが悪いかなのようなですね。
- 更田委員長 そんなことを言っているつもりは毛頭ありません。
- 記者 でも、どの部分かわからないのに、JNESの文書がとおっしゃるのはおかしくないですか。
- 更田委員長 いや、それも一つの要因でしょうと申し上げただけです。
- 記者 具体的にあるのですね、JNESの文書で行方不明が。
- 更田委員長 これは文書だけに限らず、2つの組織、成り立ちの違う組織が合流するということに関しては、その後の作業を進める上で、歩調を合わせていく上での難しさはあるというのが一般的な認識です。
- 司会 御質問のある方。それでは、キノさん。
- 記者 フリーランスのキノです。
- 今の関連で恐縮なのですが、まず、行方不明の文書9,100件に関しては、管理簿上もわからなくて原本の所在も不明ということなのですが、そうすると、例えば、開示請求があった場合に確認できないという状況になっていると思うのですね。これは実は2015年のときにも一度お伺いしているのですけれども、開示請求に対して文書が確認できないということは、文書があるのにもかかわらず、不開示決定が出ている可能性があると考えた方がいいのかどうか、教えていただけないですかね。
- 更田委員長 そこは多分、なかなか難しいところだろうと思うのです。というのは、文書があるにもかかわらずという、その前提が確認できないケースもあると思うのですね。実在するのかどうかという意味で。
- 記者 要するに、物が無いので確認ができないということですね。
- 更田委員長 例えば、リストにだけ載っているというもの。だから、仮想的なことを言い出すと切りはないのですけれども、開示請求を受けたときに現存しないもの、確認できていないものは開示できないというのはそうだろうと思います。
- 記者 要するに、今後、文書を確認していく過程の中でそれが出てきた場合というのは、結果的にすけれども、あるものに対して、ないという判断をしてしまった可能性は否定できないと考えていいのですか。

- 更田委員長 開示請求に対して、ないとお答えしたというのは、その時点でないということだと思うのですよ。そうとしか言いようがないわけですけども。
- 記者 その時点でないという判断で不開示という結論を出すというのは、公文書管理とか、情報公開の法律上、どう考えればいいのかというのが、今、ふっと疑問に浮かんだのですが。
- 更田委員長 どういう答え方が請求をされた方に対して誠意ある答え方なのか、ないのか、今の時点でないと思われるのか、あるかないかわからないというのか、どれが一番誠意ある答え方かということだと思います。ですから、それはケースによると思います。
- 記者 それから、行方不明の文書が大量にあるというのは、委員会の中でも作業が大変だというお話はあったのですけれども、一方で、管理簿の整備状況等に関しては、内閣府なり総務省に報告する義務があるわけで、今まで報告はされていなかったように思うのですが、この辺、どう見たらいいのでしょうか。報告はされていたのでしょうかね。
- 児嶋総務課長 総務課長の児嶋でございます。
- まず、内閣府に対する報告ですけれども、今まで、こういう作業を行っているということは当然のように報告します。情報共有しています。書類として報告しているのは約9万5500件、e-Govとして公表済みですということまでです。それ以外に関しましては、非常に大量の文書でございますし、今、減らしているということのみを情報共有しているところでした。
- 記者 今の関連で、e-Govに公表しているのは結構なのですけれども、9,100本に関して、原本もない、要するに、所在もわからないということに関しては、行政管理簿も未整備ということになるのですけれども、それは報告はしていないという理解でいいですか。
- 児嶋総務課長 総務課長の児嶋です。
- もう一回、事実関係を確認しますと、9,100件に関しましては、文書管理システムには登録していますけれども、e-Govには登録していません。e-Govで公表はしておりません。今おっしゃっているのは、e-Gov上で見た前提でおっしゃっていると思うのですが、そもそもこの9,100件はまだ現物を確認できていないので、文書管理システムには載っているけれども、e-Govに公表していない。したがって、もう一つ申し上げると、今おっしゃっている、想定している事態がいまいちよくわかりません。いずれにしても我々としては、開示請求があったときに、開示請求にかかわるような文書がありやなしやというのは、e-Govに公表している、公表していないにかかわらず、手元の資料を全部漁って探しているところです。
- 記者 ちょっと確認なのですけれども、文書管理には登録していて、e-Govに公表していないという、その辺の状況の詳細に関しては、総務省、内閣府には報告はされているのですかね。
- 児嶋総務課長 内閣府も承知していますが。
- 記者 わかりました。あと、もう一点だけ。更田委員長に見解というか、以前、2015年

の時点で、田中委員長が当時の会見で、規制委員会は基本的にトランスパレンシーを大きな旗印にしていると。そういう点では、そこに抜けがあったことは大いに反省していくべきだと思っているというコメントを4年前にされていて、状況が変わっていないということに関しては、傍目に見るとね、もちろん件数が減ったりだとか、いろいろあると思うのですけれども、基本的な状況は変わってなくて、やはりこれは外から見ると、余りにも情報公開の優先度を低く見ているのではないかと見えてしまうのですけれども、その辺、コメントを1ついただきたいのと、もう一つは、人手が足りないという話であれば、これはもう4年前の時点でわかっていた話で、では、なぜ増やせないのか、その辺を教えていただけないでしょうか。

○更田委員長 まず、1つ目の点ですけれども、情報公開の優先度を決して低く見ているわけではないことは、これも御理解いただいていると思う。例えば、申請者との議論のプロセスの公開も含めて、常に公開性はプライオリティの非常に高いところに置いて進めてきている。今、進めていることの透明性を維持することにも十分なリソースを投入しているし、過去のを振り返って掘り起こしてくることにしても、件数とか、遅いとか、長期間かかっているとか、いろいろお話あるだろうけれども、事務局が段ボールをひっくり返して仕事しているのを何度か見ていますけれども、これはやはり日常の業務を、他の業務を抱える中で精いっぱい努力をしてくれているのだろうと思います。精査が必要ではあるし、それから、未確認、不明の文書を探すことも必要だろうけれども、文書の性格や、さまざまな文書があることを考えると、正直言って、なかなか難しい取組をしているのだろうという認識は持っています。

○記者 もう一つの手手が足りないのは以前からわかっていることなのでというのは。

○更田委員長 まず、文書の調査、確認に、まさか外注に出すわけにいかないですよ。さまざまな性格の文書があるわけだから。では、人は増やせないか。人を増やそうとしていますし、また、役所ですから定員の問題もあるのだけれども、今は実際は定員の問題というよりも、やはり規制当局にふさわしい人を採用する上での苦労はいまだに続いています。ですから、なぜ増やさなかったのかと、増やそうとしているというのが今の状態です。

それから、文書管理だけに集中した要員を雇うって、例えば、調査が終わってしまったら、その人どうするのということですから、特殊要員を置こうと思っているわけではありません。定員に関して言えば、人事院をはじめとしてさまざまところに配慮いただいて、定員増は達成しているし、ただ、一方で、なかなか現下の状況で採用に苦労しているというのは事実です。

○司会 それでは、2列目の手前の方から。

○記者 河北新報のミズノと申します。よろしく申し上げます。

女川2号機に戻るのですけれども、申請から今日まで、大体6年近い期間がかかりまし

た。会合も176回ということで、大分長期にわたっているのですが、長期化した要因、委員長の考えを教えてください。

○更田委員長 まず、期間全体がずっとフルスピードで走っていたわけではないと。御承知だろうとは思いますが、BWRでどれから、どの順番でという話のときに、東北電力は、東北電力に怒られるかもしれないけれども、余りガツガツしていなかったのですね。非常に奥ゆかしいというか、慎重というか、これは私は社風だと思いますけれども、急ぐという姿勢はないから、そこで柏崎刈羽6、7、東海第二という順番で進んできて、そして今、女川2号機に来たわけです。審査が始まってからは、まず、東北電力は先行事例についてはよく研究といいますか、勉強していたと思います。ただ、審査の入り口付近ではまだやりとりにぎこちないところはあったけれども、それでも、いわゆる実質的という言葉は正確ではないかもしれないけれども、本格的に審査会合を重ねる段階になってからは、そんなに時間を要したとは思っていません。一方で、先ほど来議論があったように、地震影響を受けたプラントであるということで、議論を重ねて共通理解を生むところに時間がかかったのは事実だろうと思っています。審査期間に関しては、事例の性格を鑑みると、おおむね妥当なところだろうと思っています。

○記者 もう一点だけ、済みません。そういう、奥ゆかしいとか、慎重という姿勢もあるということなのですが、今後、審査は続くわけなのですが、東北電力に対して、どんな姿勢とか対応を求めていきたいでしょうか。

○更田委員長 特に審査が本格化してから東北電力の姿勢に問題があったとは捉えていないのですね。そういった意味で、堅実、確実なのはよいことですし、一方、工事計画認可の審査を行う上では、先ほどの防潮堤の基礎となる地盤の強化の部分などはしっかりと議論した上で見ていく必要がありますので、工事期間も含めて考えると、決して小さな規模のものではないので、これには相当の時間はかかるのだろうと思っています。

○司会 それでは、ソエダさん。

○記者 フリーランスのソエダと申します。

先ほど、過去の経緯とかを調べる上でも情報の透明性は大切とおっしゃったのですが、私、情報公開請求をいっぱいさせてもらって、持っていません、持っていませんというお返事をいっぱいいただいてきた身としては、これまでのこちらの説明としては、e-Govに例え上がってなくても、内部の行政管理システムでリストがきちんとあるから、それに従ってきちんと調べていますという説明をされてきたのです。今回、リストにあったとしても文書がないというものが1万8000件もあることが初めてわかったのですね。リストはあるけれども、その中身がない。そういうことはもっと早く説明すべきだったと思うのですが、委員長自身、そもそも、それだけ大きなマスが抜けているということをお聞きになったのはいつごろだったのでしょうか。

○更田委員長 数としての説明を受けたのは、記憶の限りでお答えしますが、2～3

週間前かな。総務課の言い分はありますか。もっと前に言ったという言い分は。

○児嶋総務課長 11月の初旬ですね。

○更田委員長 3週間以上前か。今月の初めだそうです。

○記者 そうすると、適正化チームが年2回、ずっと調査をしていたはずなのに、3週間前、4年間かけて初めて結果をお聞きになったということですか。

○更田委員長 チームがあって、一生懸命仕事をしているというのは聞いていました。ただ、全く正直に申し上げると、数について聞いたのは今月の初めです。

○記者 事務方から伝わったのは初めてだったと。わかりました。そうすると、委員長自身は3週間前だとしても、私たちは情報公開の仕組みを使って一生懸命、福島事故の検証とかをしている身とすると、リストの中身がない、そのものがこれだけあるということが今まで4年間知らされていなかったというのは非常に不満なのですけれども、それは人手の都合とか、あったかもしれませんが、もっと早くそのこと自身を伝えるべきだったのではないのでしょうか。

○更田委員長 わかりました。確かに情報請求をされている、お名前は、そういう意味では、何でお名前を知っていたのかなと思ったら、お名前はよく見ているのですけれども、わかりました。決裁でよくお名前を見ておりますけれども、確かに情報請求する側からしてみれば、相手の持っているものに対して、例えば、何々に関連するもの、何々のものと特定していこうとするのに対して、持っていることを前提に情報請求をされるわけだから、確認ができていないものが量的にこの程度あるべきだということを明らかにしておくべきだというのは、それはおっしゃるとおりだと思います。それは組織としてお詫びしなければいけないのだと思います。ですから、今後は、未確認のもの、そうでないものが、毎日というわけにはいかないだろうけれども、一定の間隔でどれだけの残り作業があるのだということは、ぱっと思えるのは、ウェブサイトにも載せるのが一番、私たちとしては簡単なのだと思いますけれども、作業の進捗を示していくことに関しては注意深くありたいと思います。

○記者 ありがとうございます。1つだけいいですか。そうすると、これまで山のようにもらった不開示決定が、今後、また新たに出し直すと開示になる可能性はあるのでしょうか。

○児嶋総務課長 総務課長の児嶋でございます。

まず、御質問に対してお答えする前に事実関係を整理させていただきますと、1万8000が所在不明とざくっとおっしゃっていますけれども、そのうち9,300件につきましては、確認して、ファイルを作ってしまった、しまったのがどこかわからないだけで、探せば間違いなくあります。

○記者 でも、それは現在、所在不明と言いますよね。

○児嶋総務課長 所在不明にも、多分、意味が広いのと悪いのとあって、今、所在不明とおっしゃっているのは、見つからない、だから探さないという前提でおっしゃっている

のではないのでしょうか。

○記者 いや、そういう意味でなくて、今、探そうと思って。

○司会 ちょっと、済みません、やりとりを1往復ずつさせていただけますか。

○児嶋総務課長 我々としては、9,300件に関しては探せばあるので、所在不明だと思っ  
ていません。9,100件については、旧組織からリストはもらって、これから現物を探して、  
まだ見つけられていないものです。そういう意味で、1万8000をざくっとおっしゃって  
いるのは、個人的には違うと思っています。

あと、もう一つ、開示請求ですけれども、これこれ、こういう文書を探してください  
と開示請求いただくと、間違いなくあるところは全部探します。探すのに大変な場合は  
ちょっとお時間いただきますけれども、探して、あるときはあるし、なければないでお  
返事しているだけです。

最後の御質問になりますけれども、今度開示請求して、ないと答えたものが、もう一  
回したらあるというのは、基本的には考えづらいです。なぜなら、ずっと探した上でな  
いからないとお答えしたのであって、実はあったのに、我々が隠していたとか、そうい  
う意味で、余り想定しづらいと思っております。これで答えになっていますでしょうか。

○記者 探していますと言っても、行政文書ファイルの中身が実際にはないものが、少なく  
とも、そちらの言い分でも9,100件はあるのに、その中身は探しようがないのではな  
いですか。

○児嶋総務課長 だから、今おっしゃっている9,100件の行政文書ファイルをe-Govでまだ  
公開していないのに、御覧になっているはずがないと私は思うのですが。

○記者 いやいや、そういう意味ではなくて、行政ファイルを指定して文書請求している  
わけではないのです。こういう文書を探してくださいと言っているときに、9,100件の  
中身は、今、現実には所在がわからないわけですね。それは探しようがないではないです  
か。

○更田委員長 例えば、情報公開請求の中にも、〇〇に関するものという情報公開請求を  
されたとしますね。そうすると理屈の上では、おっしゃるとおり、我々がまだ現物を見  
てさえもないようなものの中に、ひょっとすると、その〇〇が書かれているかもしれ  
ないではないかと。いざ見てみると、〇〇に関する書類だな、確かにこれはとなったら、  
ないとお答えしているけれども、あるということになるのではないかと、そういう質問  
ですね。だから、かみ合っていないのではないかと思うのだけれども。確かにそれはそ  
うで、今、申し上げたように、例えば、リンゴに関する文書と言われて、全文書チェッ  
クして、リンゴに関する文書はありませんと答えて、我々がまだ見たこともない文書が  
出てきて、そこにリンゴと書いてあったら、該当するから、ないがあるになるではな  
いか、これは理屈の上では起こり得るけれども、現物が見られない以上は対処のしようが  
ないというのが実際のところだと思います。

○記者 将来にわたってはわかるのですけれども、さっき課長は、これまでも全部探して

きたとおっしゃったのですけれども、それは原理的にあり得ないのではないですか。  
9,100件は実際に所在がわからない。

○更田委員長 それはそのとおり。だから、見ていないのだから。見ていないのだから、  
○○に関するものがないというのは理屈の上では言えない。

では、お尋ねの、かつて、それでは、○○に関するものを全てという情報公開請求に  
「ない」と答えなければ、9,100件の中から仮に○○と書かれたものが出てきたらど  
うするかという対処に関して、もちろんリストがあるから探しているの、リストの上  
でタイトルから見たら、可能性としては極めて低いとは思いますが、理屈の上でゼロ  
でないことは認めます。

ゼロではない可能性になったときというのは、どうするのだろうかという、過去の情  
報公開請求にさかのぼって「やはりありました」とお答えするのか、それとも、どうす  
るのだろうか。

○児嶋総務課長 総務課長の児嶋です。

可能性はゼロではないのですが、もしあればもう一回出すのだと思います。ただ、私  
も、もう一回付言しますけれども、今、我々が手持ちで持っている行政文書というのは、  
9万5500件と1万4800件と、あと、そこにまだ、今これから現に作成中のものがあるの  
です。基本的に今持っているものは全部探すのです。その何々に関すると言われた  
ら、今、我々の手持ちの行政文書ファイルの中で、それに類するものがありますから、  
そこを探しています。そういう意味では、我々は探し切った上で御回答をしていると私  
は思います。

○記者 いや、その意味がわからないのですけれども、9,100件とかありますよね。引き  
続き確認9,000。これは手元にあるわけなのですか、そうすると。

○児嶋総務課長 委員長、済みません、ちょっと続けます。

総務課長の児嶋です。

9,100件は、いわゆる旧組織から行政文書ファイルの名前のリストで、行政文書ファ  
イル管理簿のリストという形で我々がもらったものの中で、まだ現物を確認できていな  
いので、今のところ、名前だけはあります。

ただ、同じもの、大前提として、我々は今回の委員会で報告するに至って、委員長に  
も大体11月の頭ぐらいに申し上げたのは、大体旧組織から引き継いだ書類、文書を倉庫  
に入れて、ずっとほったらかしにしたのが平成27年の話です。そこで、これから頑張り  
ますと、文書管理週間と、時々仕事の手をとめて作業をするのです。倉庫  
から持ってきて開いて、文書を確認して、もしリストに載っていれば、それでよし、そ  
うでなければ、もう一回自分で文書ファイルを作って登録して、登録できたものを公表  
すると。自分たちが今まで倉庫にしまっていたものをほぼ出し切ったという自負がある  
ので、大体こちらで委員長に報告しようと思って報告しているところです。

つまり、結果として、我々が持っている旧組織の文書も、基本的に開いてファイルに

できるものはして、その上で公開したり、これから公開する予定なので、基本的にはこの9,100件というのは、名前だけはあるけれども、物をそもそももらっていないか、もう既に我々が登録してしまっているかのどちらかなのです。いずれにしても、我々が持っているものは常に全てチェックしております。

- 記者 そうすると、今のおっしゃり方だと、名前だけあって物をもらっていないということは、引き継ぎの段階で消えてしまった文書がある可能性もあるということですか。
- 児嶋総務課長 そもそも引き継がれて、我々はということですがけれども、もらったものは全て倉庫にしまっていたのです、右から左に。一旦受けて倉庫にしまっていたので、そういう意味では、我々、リストはもらったけれども、物はもらっていない可能性はあると思っています。
- 記者 では、そもそも保存していないといけない文書が行政文書ファイルのそちらのシステムに載っているのだけれども、物がそもそもなくなっていると、引き継ぎの段階で。その可能性はあると。
- 児嶋総務課長 その可能性はあるとは思いますが。ただ、もう今となつては、そのときにちゃんとリストはもらった。物をもらった。それをあわせて突合して、これが足りている、足りていないとか、そういうチェックを当時はしていなかったもので、今となつてはもうわかりませんが、我々は少なくとももらったものは全てしまつて、それを全て出してきて開いたので、もらった全てのものについては、既に行政文書ファイルとして登録して、公開したり、これから公開する予定です。
- 記者 いや、もらったもの全てのものは整理されたということは、では、今、この9,100件はもう既にないと考えていいわけですか。
- 児嶋総務課長 9,100件のうち、もしかしたら、リストに既に二重登録されているものもあると思います。リストをよく見ないで、物だけ見て文書ファイルを作った可能性もあるとまず思います。あと残りは、恐らく物が無い可能性があります。リストだけもらったけれども、物はそもそもなかったとか。
- 記者 そうすると、行政ファイル管理簿上、何年保存みたいな期限がきちんと打ってあるけれども、その前の段階でなくなっているものがかなりあると。
- 児嶋総務課長 可能性はあると思います。それはこれから確認いたします。
- 記者 わかりました。

○司会 ほか、ございますでしょうか。まず、タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

女川の話で恐縮です。3.11にさかのぼってしまうのですが、女川に関しては、震源域が一番近くて、福島と同じぐらいの高さの津波も受けたけれども、大規模な浸水までは至らずに、よく耐えたというような評価もされていると思いますが、委員長から見て、ちょっと振り返ることになると思いますが、1Fとの比較も含めてですが、女川はどのよ

うに評価できるものと見ていますでしょうか。

- 更田委員長 そうですね。なかなか難しいお尋ねだと思います。必ずしも「よく耐えた」という表現がふさわしいとは思わないです。実際、事故に至らない、さまざまな努力もあつてのことですけれども、事故に耐えたというのは評価していいとは思いますがけれども、さらに言えば、東北電力はもともと、そもそもMark IIや比較的新しい炉であるにもかかわらず、Mark I改の設計をしているのですね。

これは以前、東北電力というか、女川に行ったときもそうですけれども、何でMark I改にしたのですかと。例えば、これは規制当局が考えるべきことではないけれども、コスト面等々から考えると、Mark IIであるとか、ほかの設計をとることもできたのですが、地震に備えるという意味では、Mark I、サブチャンがドーナツ状になっている形式ですけれども、設計上は有利な側面があるのですね。

そういった意味で、東北電力は、自社のサイトが地震について慎重な考慮をしなければならぬサイトだということを十分に承知して、それから、東通などでもそうですけれども、津波を警戒して高台に設置することを自社で考慮して、そういった意味では、東北電力は、自然災害というものに対する意識はもともと強く持っていた組織なのだと思います。

ただ、やはり東日本大震災を受けて、それでもなお対策が十分であるか、考慮は十分であるかということに関して検討を加えて、今回の審査の判断に至ったということだと思います。

- 記者 わかりました。

今回の審査も踏まえてなのですけれども、やはり女川の立地を改めて地図なんかで見ると、非常に厳しい。全国的に見ても非常に厳しい立地地点にあるのかなと思ったのですが、先ほどもあつた津波や地震が繰り返しているという意味で、この立地といいますか、今回はこの適用は出しているわけですが、このリスクみたいなところを委員長はどのように見ていますでしょうか。

- 更田委員長 必ずしも、確かに一定程度以上の津波に襲われているというこれまでの歴史であるとか、それから、地震に対しても同様のことですが、ただ、技術的に考えて、際立って厳しい立地条件になっているとは認識していません。

各サイトそれぞれに、特徴といいますか、自然ハザードの中でも特に注意を要するのはそれぞれに異なるところもあつて、一概にサイト間の比較というのは難しいですが、ただ、おっしゃるように、東日本大震災の際に、女川原子力発電所は周辺の方を収容するといったような経緯、津波から逃れるために。そういった意味でも、一旦非常に大きな自然災害を経験したサイトであるだけに、それだけに審査も慎重に行ったし、また、東北電力もより慎重になっていることだろうと思います。

ただ、結論から申し上げますと、ごくざっくり一般論として、立地条件が高いリスクを与えているとは認識していません。

○記者 あと、1点、済みません。これは審査の基本的な考え方というか、規制委員会の姿勢みたいところになると思うのですが、私も福島的时候には、あのときはあのときで、当然、審査に合格した原発が動いていて、それでも事故を起こしてしまって、その後、想定が甘かった、想定外であったという言葉がかなり出てしまったわけですが、今回、女川に合格を出して、一応、基準地震動や津波に一定の線を引いて、一定の想像力を持った想定を作られたと思うのですが、やはり想定外がまた来ないのかという素朴な疑問というのは、どうしてもそういう声が出ると思いますが、これに関しては、規制委員会としてはどのように答えられますでしょうか。

○更田委員長 まず、二つのことを申し上げます。

かつての状況と、つまり、一旦国から許可を得て、認可を得て、合格して運転していた福島第一原子力発電所が津波に襲われて、あのような事故に至ったという過去の例と、それから、今、私たちが判断しようとしている新規制基準に基づく上での判断と、この二つの状況の違いについて、2点申し上げたいと思います。

一つは、かつては一旦合格と出すと、申請者が設置変更許可と言ってこない限りはそのままのわけです。もちろん旧保安院も耐震バックチェックというやり方はしていたし、それから、新しい知見が得られたら、行政指導というような形で改善は求めていたけれども、これを義務化していたわけではないし、要求していたわけでもない。さらに言えば、要求ではないので、規制当局としてそれに対して確認をする責務も負わないわけです。

例えば、米国でスリーマイルアイランドの2号機で事故が起きた後、シビアアクシデント対策というものが考えられて、我が国でもシビアアクシデント対策が必要だろうと。しかし、結局、旧体制ではシビアアクシデント対策は規制要求化されずに、いわゆる電力の自主になったわけです。もちろん原子力安全委員会でも議論はされて、保安院も検討はして、その上での行政指導に答える形での自主AMではあるけれども、では、この自主AMが十分な想定のもとに考えられていたかということ、甚だ疑わしいところがあると。

今の視点から見ると甚だ疑わしいところがあるし、当時の視点に立ってだって、本当にきっちり考えて設計されていた、ないしは実行されていたのかというのは検証されるべきだと思っています。

何が申し上げたいかということ、一旦国が合格とやると、もうそれは合格で、自動車免許と同じでずっと合格。今はそれとは全く違った世界で、例えば震源を特定せずについても、今、標準応答スペクトルに関して、これはまだエンフォースするところまでは行っていないけれども、規制当局自ら調べて、地震に関する想定を引き上げて、これをバックフィットにかけようとしている。それから、高エネルギーアーク火災にしても、新しい知見が入ってきたら、これに関して既に合格済みの炉であったって、追加対策をとって対応してくれと。

ですから、仕組みとして前へ進む。規制当局としては、一旦合格と言ったけれども、

次にこれをやらなかったら不合格だよという規制当局になったというのが一番大きな違い。

二つ目は、これはちょっと相反するところはあるのだけれども、一方で、もう一つ、かつての反省というのは、事業者自らがここは改善したいと思っても、改善しようとすると、一つは、設置変更許可の手続が大変だということもあつただろうし、もう一つ、もっと大きな要因というのは、ここは改善が必要だと自ら言い出すと、では、今までは危険だったのかとすぐ言われるという環境にあつたのですね。

今、これら全ての根っこにあるのはゼロリスク幻想なのです。安全神話ですね、いわゆる。地元に対しても、周囲の方に対しても、私たちの発電所は安全ですと、リスクはゼロですと言い切ってしまうから、逆に改善点が見つかったとしても、それを提案できない。そういった背景があつた。

今はゼロリスク幻想というのはとにかく許さない。もともと確率論的リスク評価の御利益の一つは、リスクは決してゼロでないということを示し続けることになるのです。

それから、かつては、A、B、Cとプラントが三つあつたら、全て安全ですという語り方。実際、これからFSARが回り出したら、非常に小さな値かもしれないけれども、サイト間での安全性の違いというのは定量的に出てくるわけです。不確かさももちろんあるけれども。それが全体として許容される範囲におさまっているかどうかというのを見ていくけれども、差が語られるようになったのは事実なのです。

したがって、規制当局も改善要求ができるようになったし、しやすくなったし、そちらの方向へ向かって走っている。事業者も、改善に応じていかなかったら自らの施設を維持できない環境になっている。そういったところがかつてと現在との大きな違いだと思っています。

○記者 ということは、今日は一旦の合格は出しましたけれども、当然、新たな知見を何かで見つけるなり、規制庁なりに見つけたら、ちゅうちょすることなくバックフィットをかけていくと。

○更田委員長 それは女川に限らないです。PWRも含めて全ての炉に関して、安全にかかわる新たな知見が、それが定説として受け入れられるだけの状況になったら、それはDNPもそうですね。大山生竹テフラもそうですし、これまでに事例もいくつもありますけれども、新しい知見、新しい理解がさらなる要求を必要とするのであれば、今後も要求をしていくということになると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、セガワさん。

○記者 河北新報のセガワと申します。

今後の話で何点かお伺いしたいのですけれども、女川の件です。

規制委員会の直接の担当ではないと承知はした上での質問なのですが、住民の

避難計画というものを今後策定して、策定中ではあるのですけれども、それについて、更田委員長から、もしポイントがあるのであれば、女川固有の問題とかも含めて、ポイントがあるのであれば、ポイントを挙げていただければと思うのですけれども。

- 更田委員長 そうですね。各サイト特有の難しさにはいろいろあって、例えば、比較的平坦で、例えば、交通もあっても、そもそも近隣にお住まいの方が多ということも一つの難しさになってくるし、それから、アクセスのための道路環境であるとか、ほとんどのケースの場合、自然災害と重なったケースを考える必要があるだろうと思っています。

それから、自然災害と重なったときに対応の拠点となる県庁との位置関係なども、防災計画を立てていく上で重要であろうと思いますけれども、女川の場合は、やはり東日本大震災で津波から受けた、これは発電所以外の部分も含めてですけれども、その教訓がきちんと活かされているということは、これは地域として一旦そういった教訓をきちんと踏まえることができれば、これは防災を考える上では有利なポイントになるのだろうとは思っています。

- 記者 あと、かなり先走った話になって恐縮なのですが、特重施設みたいなものも今後出てくるかと思うのですけれども、女川固有で今挙げられるものの課題があれば。

- 更田委員長 女川固有ではないです。女川固有ではないのですけれども、BWR特有の問題はあって、これは事業者との意見交換、共通理解醸成に向けて急がなければならないと思っていることが一つあります。

ちょっと余計なことを言うかもしれないのですけれども、現時点での対策というのは、BWRは、いわゆる重大事故等対処施設として格納容器を守るために、フィルタードベントを格納容器の過圧破損、過温破損を回避するための手段としてフィルタードベントをとっているケースが今のところ全てです。柏崎刈羽6・7号機もそうだし、東海第二もそうだし、今回の女川2号機もそうです。

一方で、特定重大事故等対処施設の場合は、航空機衝突にも耐える格納容器の破損防止対策を求めています。例えば、設計基準地震動に耐えて、設計基準津波高さに耐えて、そういったSクラス施設としての機能を備えて格納容器を守ろうとする手段に、ベントが既にとられていて、そして、さらに、航空機衝突にも耐える施設として考えたとする、安易に考えるとどちらもベントになってしまうのですね。とてもしっかりしたベントと、さらにもっともしっかりしたベントということになるのだけれども、一旦特定重大事故等対処施設ができた後のことを考えると、余り賢いやり方ではない。

ベントというのはもともとバルブをあければいいだけの施設で、信頼性は極めて高い。例えば、Ssにも耐える、津波にも耐える、航空機衝突にも耐えるベントが一つあったら、それより、Ssには耐えるけれども、航空機衝突には耐えられませんというベントがあるというのは無駄になってしまうのですね。

そうすると、特定重大事故等対処施設でもし仮に航空機衝突にも耐えるベントを整備

するのだとしたら、重大事故等対策としては、別途、例として挙げると、大気に対して熱を逃がすような格納容器の冷却手段というのがありますから、そういった対策を重大事故等対策としてとっておいて、ベントは特重の方でやるという方が、今の時点の知識や理解ではよりよいサイトになるのですけれども、これをどう思うかなのですね。

もう既に一旦重大事故等対処施設としてのベントの整備を始めてしまっているところからしてみれば、さらに特重施設でまたベントを作りますという結果に、結果的にそうなってしまうかもしれないけれども、まだ今の時点で重大事故等対処施設の建設に入っていないBWRで、特定重大事故等対処施設の設計について議論を始められるところに対しては、重大事故等対処施設としての格納容器破損防止対策に関して、一旦結論を得た後であっても、少し見直す余地はあるのだらうと思っています。

これは要求というより、さらなるいい状態に向けての提案でありますけれども、これはBWR電力とちょっとしっかりとした議論をする必要があるのだらうと思います。

直接の御質問に戻ると、女川特有のものがあるというわけではありません。

○記者 あと、最後に1点だけ。

どちらかという、技術的、冷静なものよりも感情的なものになるかもしれないですけども、女川が今回、BWRで4基目の審査書案了承で、一方、実際に再稼働したものはゼロで、PWRは稼働しているものがありますけれども、原発事故を起こした1FはBWRということで、BWRに対する信頼性とか安全性というのが、住民とかの一般的な感情として大丈夫なのだろうかというような論点もあると思うのですけれども、それについて、規制当局としてはどうお考えですか。

○更田委員長 規制当局としてと言われると、なかなかふさわしい答えは持っていないと思います。炉型の違いによって技術的な観点が曇る、目が曇るわけではありませんので。ただ、今、会見として私個人として申し上げますと、それは感情的となれば、同型炉というのは不安に思うであるとか、そういったものは人の心に根差すものなので、それはそれで仕方のないことだと思います。

ただ、炉心が溶けるような事故を経験した軽水炉というのは、PWRが1基で、BWRがこの間のを3基と考えれば3基なのですけれども、TMIはPWRですし、そういった意味で、それから、P、Bそれぞれの長所、それぞれの弱点というのがありますので、やはり特徴をきちんと捉えて見ていただきたいとしか申し上げようがないのですけれども、感情の問題に関しては、これはそういった感情が生まれるのは自然なことだらうとは思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、シライシさんはわかりました。最後に行きます。それでは、右の列の真ん中の方、どうぞ。

○記者 電気新聞のツカハラと申します。

先ほど審査の期間、6年ぐらいかかったことについて、おおむね妥当と考えているとお

っしゃっていたのですけれども、フルスピードで走れないというのはわかるのですが、それをどうにかもう少し短くできないかとか、効率的にできないかとか、いろいろ試行錯誤はされたと思うのですが、どのようにお考えですか。

○更田委員長 6年が妥当だと申し上げたつもりはありませんで、本格的にさあ女川2に取りかかるぞとなってからの期間というのは、こんなものだろうなというのは申し上げたところです。

二つのことを申し上げます。

一つは、では、今、仮想的にめっちゃめっちゃ人員をそろえた規制当局が誕生したら、審査がわーっと進んで、わーっと発電所の対応が早くなるかといったら、決してそんなことはない。というのは、例えば、うちが審査の要員を倍にやりましたので、東北電力さん、女川と東通と一遍にやりましょうと言って、東北電力が受けるかといったら、甚だ疑わしい。向こうも手が回らないのですね。

さらに言えば、PWRでいえば、プラントメーカーの某社を取り合っているような状況だし、BWRだって同じ状況で、もし私たちが2万人体制の規制当局になって、PWRを一気にやるぞと最初のころに言っていたら、全部の審査が一気にいったかといったら、絶対そんなことはなくて、今の審査にかかる時間というのは、規制当局側の問題と、それから、事業者側の問題が重なって生じている状態なので、私たちの方だけの努力では決して改善されないと考えています。

その上で、やはり私たちだってできるだけ早く、政府機関の一つとして、できるだけ効率的に、できるだけ効果的な仕事をしたいと思っているので、これは先ほどのお尋ねに対する答えとも重なるところはあるけれども、やはり既にいる要員のレベルアップと、それから、採用の難しさに何とかチャレンジをしていかなければいけないだろうとは思っています。

○司会 どうぞ、フクオカさん。

○記者 日経新聞のフクオカです。

女川の件で1件お伺いしたいのですけれども、先ほど委員長は、東北電力に関して、堅実、確実なのはよいこととおっしゃっていたのですけれども、東北電力の原発の安全性に対する姿勢ですとか、これまでの規制の審査の中の姿勢について、ほかの電力会社と比較しても、東北電力は評価されているのでしょうか。

○更田委員長 なかなか難しい。それも慎重であるとか、着実にものを進めようとするというのは長所かもしれないし、一方でいえば、積極的にがんがんものを言って、共通理解の醸成に努めるというのも、それはそれとして長所と捉えることができるでしょうから。

また、特に委員ないし委員長代理として審査会合に出ていたときというのは、生の感触を持ってましたけれども、今、ちょっと距離のあるところにいるので、かつてほどはビ

ビッドな感触が持てなくなっているのですけれども、ただ、これは印象にすぎないといえば印象にすぎないけれども、地道にしっかりやるというのが東北電力のカラーなのかかなと思っています。

○司会 ほか、ございますでしょうか。それでは、最後、シライシさん。

○記者 済みません、たびたび。シライシです。

二つありまして、先ほど我々、情報公開請求を頻繁にしている者などがいることを鑑みて、委員長が不存在の確認できていない文書について、1週間ごとには無理かもしれないけれども、なるべくわかるような形で掲載していくというようなことをおっしゃっていただいたのですけれども、つまり、一両日か、あるいは来週ぐらいまでに、今、確認できていないような文書を公開していくということを指示したというような認識で理解していいでしょうかというのが一つ。

○更田委員長 一つずついきましょうか。

そういった指示をしたという認識は持っていません。今日の委員会で出された資料に件数が載っていますよね。あの件数ぐらいは月一ぐらいで載せていったらどうだという意味で申し上げました。

○記者 できれば、どういうものがあるかということ公表していただきたいなと思っております。そのリストを、今、確認できていないものはこれですよと言っていたのが我々としては一番わかりやすいので、それをお願いしたい。

○更田委員長 要するに、9,100件のリストの情報を公開してという。

○記者 9,100件と、できれば9,300件、先ほどの話だと、探せばどこかにあるというのも、一応、未確認なので、探されるまではお知らせいただけるといいなと。

○更田委員長 それはリストがあるの。

○記者 ありますよね。

○児嶋総務課長 数はありますけれども、それをリスト化するのには時間がかかるかもしれません。作れば作れるとは思いますが。

○更田委員長 9,100件のリストと9,300件のリスト。

○児嶋総務課長 はい。数は数えていますので。

○更田委員長 では、それは情報公開請求されなくても公開しますか。

○記者 そうしていただきたいです。

○児嶋総務課長 そこは検討の余地があるかと思えます。ちょっとそれは検討させていただきます。だめだと直ちに私は今言えないですが、すぐできるかと言われると、ちょっとそこも自信がないです。

○更田委員長 今、聞いておられたように、ですから、9,100件、9,300件の直接のリストはまだ作っていないみたいですが、リスト化することは可能なようです。それをこちらから進んで公開するのかどうかというのは、ちょっと確認が必要だというのが現

時点でのお答えです。

○記者 まだ作られていないと。

もう一つなのですが、今回、この公文書の問題について取材を大分させていただいている中で、記者会見を原子力規制庁は開催しているので、全て取材に関しては会見のみで対応するというので対応していただいているのですが、かつての時代、田中委員長や広報室長が例えば佐藤暁さんだった時代なんかは、個別取材、いつもカメラも含めてさせていただいていたので、いつそのようになったのかなということと、できたら、更田さんの時代にまた再びちょっとオープンな形で対応していただけないかと思うのですが、見解をお願いします。

○更田委員長 私もそれはかつて取材を何回か受けたことがあって、委員時代、それから、委員長代理時代にいくつか取材を受けたことで、広報室長が入ってきて、何件か申し込みがあるので、この2件ぐらい受けてもらえませんかというようなやりとりがあって、取材を受けていたのだけれども、そう言われれば、最近それを言っていないねと関君に言ったら、それはやめているのですというので、そうなったのだということで、決して私の方から指示してそうなったわけではないので、逆に言うと、指示して戻すものでもないかなとは思っています。

あとは、実態としてそれが可能かどうかという話と、全てに応えることは、多分、物理的に無理なのではないかと思っています。委員長だけでなく、かつては、発足してしばらくの間は委員も取材を受けていた。先ほど申し上げたように、受けていたので、これはどうなのだろうな。一番透明というか、フェアなのは、ここで聞いてもらうのが一番フェアだと思っていて、あるいは公開で取材を受けるというやり方だってなくはないと思うのですが、ここで取材される方で、傍聴者あり。

でも、どちらかというと、会見の方が透明性という意味では高いと思っています、それは皆さんが聞けるわけだから。取材となったときに一対一になるのが果たしていいかと考えると、それはできるだけ会見の席を利用していただくことを勧めたいと思いますし、一対一の取材が、例えば、会見では聞けないけれども、一対一の取材なら聞けるという質問があるとは思えないし、あるべきでもないと思うので、できるだけこの会見の機会を活用していただくのが一番いいと思っています。

○記者 ごめんなさい。一言だけ。

今のは委員長の取材ではなくて、普通に広報室長や総務課長に対する取材について、そういう対応だったものですから、職員に対する確認事項ができていないということに関して、ちょっと御確認させていただいたのですが、

○更田委員長 要するに、例えば、児嶋総務課長取材というのがあるか、なしかということですか。

○記者 ありか、なしかというよりは、普通に話を聞きたいのに、それはブリーフィングのみみたいな形で御対応だったので、なかなか省庁でそういうことは珍しいものですか

ら、透明性の高い規制庁という位置づけを考えると、どうなのかなということ。

○更田委員長 お言葉を返すようであるけれども、個別の取材を受けるよりは、第三者もいるブリーフィングなり、会見でお答えする方がより透明性は高いと思います。

○司会 それでは、ヨシノさん、いいですか。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

委員長のお耳に入っているかどうかわかりませんが、私たち、結構有志でぶら下がりをやっているときに、例えば、この間、石渡委員の再就任会見をやったときに、隣に田中知先生がいらっしやって、2人で就任会見をされたのですが、やはりここにいるメンバーで一番聞きたい話というのは地震、津波、火山なのですね。そこについて、なぜかという、一番わかりづらいから、みんなそれに質問が集中するということがあるのです。

もちろん通常のルーチンの会見で委員長は最大限答えていただいているのは、そうなのですが、できれば週一なんていうぜいたくは言いませんが、月一でも2か月に一遍でも、四半期に一度でもいいから、石渡委員の会見をやっていただけたら大変ありがたいというのはずっと思って、要望しているところです。

以上です。

○更田委員長 聞きました。

○司会 ありがとうございます。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—